

国立大学法人鳥取大学と八頭町の連携に関する協定書

国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)と八頭町とは、次のとおり協定を締結する。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、鳥取大学と八頭町が別途協議して定めるものとする。

(目的)

第1条 この協定は、鳥取大学と八頭町が相互に連携・協力することにより、八頭町の地域活性化並びに鳥取大学の教育及び研究の発展を図ることを目的とする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、両者記名の上、各1通を保有する。

(連携協力事項)

第2条 鳥取大学および八頭町は、前条の目的を達成するために次の事項について相互に連携・協力する。

- (1) 八頭町の産業振興や地域福祉の推進、地域社会の活性化に関すること
- (2) 鳥取大学の教育及び研究活動の円滑な推進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地
国立大学法人鳥取大学
学長

中島廣光

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地
鳥取県八頭町
町長

吉田英人